# 議 会 運 営 委 員 会

令和８年 11 月 13 日（金）
午後２時～
開議　　時　　分
閉議　　時　　分
第４委員会室

出席者
〔委　員〕岡本委員長、小川副委員長、
今田委員、村木委員、大谷委員、沖田委員、足立委員、柳楽委員、西田清久委員
〔議長団〕澁谷議長、笹田副議長
〔委員外議員〕遠藤議員、森谷議員
〔事務局〕下間局長、濱見次長、森井書記

---

議　題

１　令和８年９月定例会議の問題点や課題等について　資料１

２　浜田市議会申し合わせ事項等の一部改正について　資料２

３　その他
⑴　議会傍聴者のアンケート結果について　資料３
⑵　その他

## ◆令和8年9月定例会議での問題点や課題等について【内容別一覧表】

R8.11.13

※ 各会派から提出された意見を内容ごとに区分し、申し合わせ事項等に基づく現在のルール等を整理した一覧表

### 1 一般質問について

| 内容の区分 | 浜風の郷 | 創政クラブ | 市民クラブ | 公明クラブ | 現在のルール等【抜粋】 | 10/29議運の検討結果 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑴ 質問項目数について | ③ 質問項目は、今までどおり30項目のままとする。 | ⑤ 質問項目 30 までの上限を設定しているが、単なる質問だけの質問を防ぐためにも通告数の上限を減らすなどの質問通告数の妥当性について論議する必要がある。 | ① 小項目は20項目以内として論戦になるよう心掛ける。 | ⑤ 一般質問の通告について、現在、上限が30項目までとしているが、20項目に減らして良いと思う。 | **【申し合わせ事項・一問一答方式導入について】**<br>・市政上の論点及び争点をより明確にし、建設的かつ実質的な論戦が展開されるよう、通告する小項目数は、全体で30項目以内とすることとする。 | ・現行ルール（小項目30項目以内）を維持する。 |
| ⑵ 質問時間について | | ① 個人の質問時間30分確保を厳守する必要あり。<br>② 質問時間60分を超過し70分で議長から打ち切りを求められる事案があった。 | | ① 質問途中でも、30分で議長が切ることは公平性が担保され、とても良いと思う。 | **【申し合わせ事項・一問一答方式導入について】**<br>・質問時間は持ち時間制を導入し、一人1回につき30分、答弁時間を含め60分とする。ただし、議長判断により最大70分まで認める。なお、「要望、お願いする」だけの発言はやめる。 | 現行ルールを維持する。 |
| ⑶ 通告と発言の扱いについて | ① 通告した質問は、次に回すことなく当会議において必ずすること。<br>② 質問は、最初に趣旨を書いて、質問すること。 | | | ③ 通告書と質問の発言に差がある。<br>④ 自分の判断で質問を先送りにした。また、前定例会議で残した質問は優先して行うべきではないか? | **【申し合わせ事項・一問一答方式導入について】**<br>・質問の通告書は、質問の標題(大・中項目)だけでなく要旨(小項目)を具体的に記載し、同時に提出することとする。<br>**【一問一答方式導入について】**<br>・期限を過ぎてからの質問の変更はできない。質問項目の削除は認める。 | ・時間切れ等で実施できなかった項目に対するペナルティ（次回通告数の減数等）は設けないこととし、「持ち時間内にやり切ることを基本とする」共通認識を確認した。<br>・通告書に質問の趣旨・背景等を記載するようにする。<br>**→一問一答方式導入についてを改正する。** |
| ⑷ 質問と答弁のあり方について | | ③ 執行部には簡潔明瞭な答弁を求める。<br>④ また、再質問によって論議を深める必要もある。 | | ② 答弁と関係ない再質問がある。 | **【申し合わせ事項・一問一答方式導入について】**<br>・再質問は答弁に対しての質問のみとし、新たな事項は初めから通告書の項目(要旨)に入れることとする。<br>・大所高所からの政策を建設的立場の論議となるよう、次の4点については質問を差し控えること（①単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、②議案審議の段階でただせるもの、③制度の内容説明を求めるもの、④特定の地区の道路改修などを要望するもの）。 | 現行ルールを再確認した。 |

## 2 議案質疑について

| 内容の区分 | 浜風の郷 | 創政クラブ | 市民クラブ | 公明クラブ | 現在のルール等【抜粋】 | 10/29議運の検討結果 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑴ 質疑の回数・項目数について | | | ① 1議案5項目以内、1項目3回以内、計15回以内とする。 | ④ 議案質疑の通告について、5項目に限定して良いと思う。 | **【申し合わせ事項】**<br>・質疑は一問一答とし、同一議案で複数の質疑があるときは(1)、(2)、(3)のように質疑事項(要旨)を通告する。<br>・質疑事項(要旨)ごとの質疑回数は3回までとする。<br>・再質問は答弁に対しての質疑のみとし、新たな事項は初めから通告書の質疑事項(要旨)に入れることとする。 | 「1議案につき3項目以内、1項目当たり質疑回数は3回まで（1人当たり最大9回）」とする。<br>**→申し合わせ事項を改正する。** |
| ⑵ 所管の質疑について | ① 所管の質疑はやめる。 | | | ② 所管委員会の議案への質疑は、よほど大きな論点以外は行わないことにしないと時間の無駄。 | **【申し合わせ事項】**<br>・委員会付託を予定されている所管委員会の委員は、市長等の考えや方針を質す場合のみ本会議で質疑を行い、詳細な質疑は委員会で行う。<br>・予算及び決算議案に対する質疑については、議長を除く全議員が予算決算委員であるため、市長等の考えや方針を質す場合のみ本会議で行い、詳細な質疑は予算決算委員会で行う。 | ・所管委員会の委員は、本会議での議案質疑は行わない。<br>・予算及び決算議案に対する質疑については、本会議での議案質疑は行わない。<br>**→申し合わせ事項を改正する。** |
| ⑶ 質疑の内容・範囲について | ② 議案の賛否に係る質疑に限る。 | | | ① 所管以外の議員でも、内容を聞くだけの質問は控える。（委員会と議案の質疑の違いを考えて行う）<br>③ 委員会審査が必要ないくらい、細部に及ぶ質疑になっていないか? | **【申し合わせ事項】**<br>議案に対する質疑は、議案の範囲を超えてはならない。また、一般質問とは異なり、自己の意見を述べてはならない。 | ・現行ルールを再確認した。 |
| ⑷ その他 | | ① 特になし(改善の効果はあった) | | | ― | ・特になし。 |

## 3 委員会審査について

| 内容の区分 | 浜風の郷 | 創政クラブ | 市民クラブ | 公明クラブ | 現在のルール等【抜粋】 | 10/29議運の検討結果 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑴ 委員長による進行・整理について | | ① 審査を外れたような発言や質疑について、委員長が整理を厳格に実行する必要がある。 | | ① 一般質問同様、不穏当発言とみなした場合には委員長から即座に注意し、発言の取り消しを行う。<br>⑥ 高圧的な発言があった。 | **【地方自治法】**<br>**〔議長の権限〕**<br>**第104条**　普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。<br>**〔議場の秩序維持〕**<br>**第129条**　普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。<br>②　議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。<br>**【委員会条例】**<br>**（委員長の議事整理権及び秩序保持権）**<br>**第16条**　委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。<br>2　委員長は、委員会において地方自治法又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。<br>3　委員長は、委員が前項の規定による命令に従わないときは、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。<br>4　委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。 | ・委員長が厳格に議事を整理・指導することを再確認した。 |

| 内容の区分 | 浜風の郷 | 創政クラブ | 市民クラブ | 公明クラブ | 現在のルール等【抜粋】 | 10/29議運の検討結果 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑵ 決算審査における発言内容と時間・通告数について | ① 前の委員が質疑した内容は、控える。 | ②決算における1分を超過した発言については何らかの対応が必要。 | | ③ 決算審査の通告数を少なくする協議や検討をすべき。予算審査や決算審査には、市長や教育長、また多くの市幹部の人件費など、多額の経費がかかっていることを踏まえること。<br>④ 決算審査の中で、執拗に同じことの繰り返し発言が行われていた。 | **【申し合わせ事項】**<br>・予算決算委員会での質疑時間は、一質疑につき1分とする。 | ・決算審査の質疑時間は、「1事業につき議員1人当たり持ち時間を3分以内（執行部の答弁時間は含まない。）」とする。<br>**→申し合わせ事項を改正する。** |
| ⑶ その他（決審査関係） | | | | ② 決算審査の付帯決議に対しては、出された意見を活かしたり図るような扱いを検討してほしい。（意見が言いっぱなしとなっていたと思う）<br>⑤ 決算審査の際の通告の順番通りにとの正副委員長からの指示があったが、そんなことは聞いていないとのことだった。順番通りに行うべきか今一度共有が必要。 | ― | ・原則として通告の順番どおりに行うこととし、やむを得ず変更する場合はその旨と項目番号を明確に発言して進めることを確認した。 |

## 4 請願・陳情について

| 内容の区分 | 浜風の郷 | 創政クラブ | 市民クラブ | 公明クラブ | 現在のルール等【抜粋】 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) 紹介議員・討論の取扱いについて | ① 本人請願(法人含む)の場合は、紹介議員を2名以上とすることを検討する。 | | ② 採決前の討論に関し、請願に対する賛成討論について、提出者、提出紹介議員が賛成討論を行うことに違和感があり、必要ないと思う。 | ① 請願者と紹介議員が同じ場合の扱いの整理を(法人に変えても内容が個人のなら同様に考える) | **【請願・陳情等取扱要綱】**<br>・議員(当該議員が代表者若しくは役員を務める法人その他の団体又は実質的に経営に関与する法人その他の団体を含む。)は、請願の提出を自粛するものとする。<br>・請願を紹介する議員は1人以上とし、人数制限を設けない。 | |
| **【前回持ち帰り案件】**<br>**(1)-2 議員本人が請願者である場合は、本人以外の紹介議員を必要とすることの是非** | 必要と考えます。(本人請願の自粛と同じ) | 地方自治法第124条では規定しておらず、独自のルールで2名以上に義務付けることは、住民の請求権、憲法16条を過度に制限する可能性がある。<br>よって、義務付けはしない方が良いと考える。<br>(ただ本人が議員の場合は、他の紹介議員を付ける) | 請願者が法人で、議員が法人の役員等で同一とみなされる場合には、紹介議員は、別の市議会議員とする。 | 今一度、自粛を求めることを徹底した上で、改善されない場合には2名の紹介議員が必要する。 | | |
| (2) 提出数について | | | ① 要望として、請願の提出数の制限を行うこと。 | | ― | |
| (3) 審査基準について | | | | ② すでに行っている場合は「採択」でもよいと思うが、それ以上のことがついている場合は「不採択」にする場合もあることを徹底する。 | **【請願・陳情等取扱要綱】**<br>**1 採択を相当とするもの**<br>(1) 市の権限に属する内容であって、願意が妥当であり、かつ、実現の可能性のあるもの又は研究に値するもの<br>(2) 議会又は市長等において措置することができる可能性のあるもの<br>(3) 予算措置、条例改正等により、すでに願意が達成されたもの又は現在対応過程にあるもの<br>**2 不採択を相当とするもの**<br>(1) 他の地方公共団体等の権限に属する内容である等、市の権限に属さない内容のもの<br>(2) 議会又は市長等において措置することができないもの<br>(3) 願意が妥当であっても、実現の可能性が認められず、又は研究に値しないもの<br>(4) 願意が不明確で理解し難いもの | |

| 内容の区分 | 浜風の郷 | 創政クラブ | 市民クラブ | 公明クラブ | 現在のルール等【抜粋】 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑷ 傍聴者の取扱いについて | | ① 審査中における傍聴者(参考人招致者以外)の発言は厳格に制限すべき。 | | | **【地方自治法】**<br>**〔会議の傍聴〕**<br>**第130条**　傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができる。<br>②　傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。<br>**【浜田市議会傍聴規則】**<br>（傍聴人の守るべき事項）<br>第6条　傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。<br>⑴　議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。<br>⑵　私語、談笑を慎み、騒がしい行為をしないこと。<br>⑶　はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。<br>⑷　飲食又は喫煙をしないこと。<br>⑸　不必要に席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。<br>⑹　携帯電話その他の機器による通話をしないこと。<br>⑺　音又は光を発する方法で機器を使用しないこと。<br>⑻　前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。<br>（違反に対する措置）<br>**第10条**　法第130条第１項及び第２項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。<br>**【委員会傍聴規程】**<br>**（委員会室に入ることができない者、傍聴人の守るべき事項）**<br>**第4条**　委員会室に入ることができない者及び傍聴人の守るべき事項については、浜田市議会傍聴規則第5条及び第6条の規定を準用する。<br>（違反に対する措置）<br>**第8条**　委員長は、傍聴人がこの告示に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。 | |

## 5 事務事業評価について

| 内容の区分 | 浜風の郷 | 創政クラブ | 市民クラブ | 公明クラブ | 現在のルール等【抜粋】 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑴ 今後の実施方法について | ① 所管委員会のみとし、全協において報告し、同意を得る。 | | ① 試行含め2ヵ年実施した。各委員会での取組は行ったが、労力の割に効果が薄いと思われる。廃止の方向で見直す。継続する場合には担当委員会分のみとし、委員外委員による評価は行わない。 | ① 事務事業評価については、今後は所管委員会のみで評価し、最後に全員の意見を聞く場を設けてはどうか。 | **・評価対象事業の選出**<br>3常任委員会それぞれ1事業以上<br>**・議員事務事業評価シートの作成**<br>全議員が作成する<br>**・議会評価意見書の作成、決定**<br>3常任委員会が作成した議会評価意見書(案)を全議員が確認し、全員協議会で調整し、本会議に上程 | |

## ６ その他

| 内容の区分 | 浜風の郷 | 創政クラブ | 市民クラブ | 公明クラブ | 現在のルール等【抜粋】 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑴ 議場での規律・発言内容について | ① 議場を走らない。<br>② 本人の同意を得たとしても個人名は慎む。<br>③ その場で確認できない外国語は発言はしない。 | | | | **【申し合わせ事項】**<br>・質問や質疑において、個人の氏名や法人等の名称を明らかにすることにより、その個人や法人等が不利益を受けるおそれのある発言は自粛することとする。 | |
| **【前回持ち帰り案件】<br>⑴-2 「外来語の取扱いに関する要望書」に対する対応・考え方** | 日常使う外来語は、可とする。和訳がいる言葉は、使わない。 | カタカナ言葉は、出来るだけ日本語説明を添えること。 | 外来語等の数が多く、明確な線引きは難しいことから基準を設けることは不可能である。 | 全てを説明する必要は無いと思う。この際、どこまでの対応が必要かということを議論してはどうかと考える。 | | |
| **【前回持ち帰り案件】<br>⑴-3 本会議場における履物（スリッパ等）の使用についての考え方** | スリッパは使用しない。ただし、治療等で必要な場合は、議長の許可を得る。 | 議長、委員長で明確に判断をして指摘し、改善を促す。 | 本会議場での履物（スリッパ等）の使用は原則禁止とし、特段の事情がある場合は、議長判断とする。 | 身体的問題で医師からの指示などでどうしても仕方ない場合のみ、議長の許可を得て認める。 | **【申し合わせ事項】**<br>・議員が議会の会議に出席する際の服装は、各議員の判断とする。 | |
| ⑵ 市民・傍聴者からの意見の取扱いについて | | 傍聴者から以下の意見が寄せられた。（参考として共有のため記載する）<br>① 質問の発言時間を該当議員の得票数で割り当てたらどうか。<br>② 傍聴者の不在が議場のゆるみを生んでいる。各議員が傍聴者を招くことは議場、委員会の緊張度アップや活性化を生むはずです。<br>③ 議場や委員会を乱す発言・行動について、議会は解決へ向け早急な行動を行っていただきたい。<br>④ 議員の発言について、不適切またはそれに近いものは訂正・修正を行わせるべきです。 | ① 議会運営に関する市民からの意見（議長なんでもメール含む）について、配布、情報共有にとどめるか、協議すべきか等、取り扱いについてのルール化が必要ではないか。 | | **【申し合わせ事項】**<br>・議会運営に関する市民の意見を把握し、議会運営に反映させることにより、開かれた議会の推進を図るため、本会議及び委員会の傍聴者を対象として傍聴者アンケートを実施するものとする。アンケートの結果は、議会運営委員会において共有し、今後の議会運営の参考とする。<br>・議会なんでもメールに対する回答は、メール到達後、議長が内容を確認し取扱いを決定する。（議長が回答、委員会へ振り分け回答を協議など） | |

# 浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について（新旧対照表）

| NO | 変更事項 | 該当部分 | 現　行 | 改正案 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 議案質疑の通告の項目数及び回数 | P.8 会議規則関係<br>「質疑」<br>第 1 章「会議」－第 7 節「発言」 | 3　質疑は一問一答とし、同一議案で複数の質疑があるときは⑴、⑵、⑶のように質疑事項（要旨）を通告する。また、質疑事項（要旨）＿＿＿＿＿＿＿＿ごとの質疑回数は 3 回までとする。なお、再質問は答弁に対しての質疑のみとし、新たな事項は初めから通告書の質疑事項（要旨）に入れることとする。 | 3　質疑は一問一答とし、同一議案で複数の質疑があるときは⑴、⑵、⑶のように質疑事項（要旨）を通告する。また、質疑事項（要旨）は一議案につき 3 項目以内とし、1 項目ごとの質疑回数は 3 回までとする。なお、再質問は答弁に対しての質疑のみとし、新たな事項は初めから通告書の質疑事項（要旨）に入れることとする。 |
| 2 | 所管委員会の委員の質疑 | P.8 会議規則関係<br>「質疑」<br>第 1 章「会議」－第 7 節「発言」 | 4　委員会付託を予定されている所管委員会の委員は、市長等の考えや方針を質す場合のみ本会議で質疑を行い、詳細な質疑は委員会で行う。<br>5　予算及び決算議案に対する質疑については、議長を除く全議員が予算決算委員であるため、市長等の考えや方針を質す場合のみ本会議で行い、詳細な質疑は予算決算委員会で行う。<br>6　上記 4 及び 5 における「市長等の考えや方針を質す場合」の判断は、議長が行う。 | 4　委員会付託を予定されている所管委員会の委員は、本会議での質疑は行わず、委員会でのみ質疑を行う。<br>5　予算及び決算議案に対する質疑については、議長を除く全議員が予算決算委員であるため、本会議では行わず、予算決算委員会でのみ行う。<br>〔削除〕 |
| 3 | 決算審査での質疑時間 | P.11　委員会条例関係<br>「常任委員会」<br>第 1 章総則 | 11　予算決算委員会での質疑時間は、一質疑につき 1 分＿＿とする。＿＿＿＿＿＿＿＿

# 個人一般質問の対面型･一問一答方式の導入について（改正案）

令和４年７月13日一部改正
令和６年４月19日一部改正
令和８年２月６日一部改正
令和８年５月18日一部改正
令和８年　月　日一部改正

**（平成１９年１２月定例会から導入）**

これまでの個人一般質問「登壇・一括質問方式」は、質問議員が壇上から議員席の方を向いて、複数の質問を一括して行い、執行部側もまとめて答弁するため、傍聴者・ケーブルテレビを視聴した市民から内容が理解しづらい点などの指摘があった。

「対面型・一問一答方式」では、議員席の最前列中央付近の「発言席」から、質問議員が執行部と向かい合い、全ての質問を行う。これまでは、再々質問までしか許可していなかったが、持ち時間内なら何回でも質問ができ、執行部側も質問の都度答弁することとなる。これにより、傍聴者・ケーブルテレビ視聴者にも分かりやすく、緊張感のある深みを持った議論が期待される。

## １．一問一答の基本構成

質問者(議員)は、通告書にしたがって市政に関する質問や提案を行う。

＊ 通告小項目ごとの一問一答方式とする。

（通告をした大・中・小項目のうち）

１小項目①についての*質問①*

⇩

*質問①*に対する執行部*答弁①*

⇩

*答弁①*に対する*質問②*

⇩

*質問②*に対する執行部*答弁②*

⇩

*答弁②*に対する*質問③*

⇩

*質問③*に対する執行部*答弁③*

⇩

*答弁③*に対する*質問④*

⇩

*質問④*に対する執行部*答弁④*

⇩

２小項目②についての*質問①*

※以下繰り返し

「通告項目の表示方法」
大項目は、１、２、３・・・
中項目は、(1)、(2)、(3)・・・
小項目(要旨)は、①、②、③・・・
（議事日程又はケーブルテレビで掲載する項目は、大項目及び中項目とする）

**◎質問①は通告が必要である。**

**◎質問②～④（＝再質問）は通告不要であるが、答弁に対する質問であり、新たな項目を質問することはできない。**

**◎論議が収束しないときは議長が議事を整理する。**

## ２．個人一般質問通告の期限及び流れについて

① 通告期限は、定例会議開会日の７日前の午後２時（市の休日を除く。）とする。ただし、締切日の１日前の午後２時まで FAX・メール提出を受付可能とし、それ以降は本人の直接提出を原則とし、緊急やむを得ないと議長が認める場合のみ、ＦＡＸ、メール、代理者（家族）による提出を受理することとする。（R8.5.18 修正）

② 一般質問の通告書は、質問の標題（大・中項目）だけでなく、要旨（小項目）を具体的に記載し、同時に提出することとする。

また、質問の意図が伝わるよう、質問の趣旨・背景（課題や問題点等）を簡潔に記入するとともに、活発な論戦が展開されるように、「質問を通じて何を求めようとしているか」を読み取れるようにすることとする。（R8.11.13 修正）

なお、市政上の論点及び争点をより明確にし、建設的かつ実質的な論戦が展開されるよう、通告する小項目数は、全体で 30 項目以内とすることとする。（R8.2.6 修正）

③ 通告締切り時刻経過直後に発言順の抽選を行う。なお、当日午後４時までであれば議員双方の合意により発言順序を変更できるものとする。（R8.5.18 修正）

④ 通告締切り後、正副議長及び議会運営委員会正副委員長が通告内容を点検し、必要により通告者に確認又は修正等について協議する。

⑤ 通告締切日の翌開庁日の午前９時に執行部へ通告書写しを送付する。（R8.5.18 修正）

⑥ 期限を過ぎてからの質問の変更はできない。質問項目の削除は認める。

~~⑦ 質問通告書は印刷し、質問当日に全議員の議席に配付する。~~

## ３．質問内容について

一般質問は、大所高所からの政策を建設的立場の論議となるよう、次の４点については質問を差し控えることを前提に、所管の委員会に関する質問の制限は行わないこととする。

① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの。
② 議案審議の段階でただせるもの。
③ 制度の内容説明を求めるもの。
④ 特定の地区の道路改修などを要望するもの。

## ４．質問時間、回数について

① 一人当たりの持ち時間は、一定例会議ごとに 30 分、答弁時間を含め 60 分とする。ただし、議長の裁量により最大 70 分まで認める。（R8.5.18 修正）

② 質問の持ち時間は、答弁を含めない。

③ 質問の回数に制限は設けない。

## ５．質問及び答弁の場所と流れについて

① 議長は、議事日程に基づき、質問者を指名(○○番○○議員)する。
② 質問者は、市長と対面で設置する質問席につき、質問を始める。
③ 質問は、質問席で起立して行い、2回目以降の質問の時も同様とする。
④ 質問するときは、通告書の「大項目」「中項目」「小項目」の番号も発言し、どの項目について質問するかを分かりやすいよう努める。また、次の項目に移るときは、その「次の項目」の番号を発言する。(R8.11.13 追加)

**【発言例 1】**
「大項目 1、○○についてです。○○○ということから、○○について伺ってまいります。まず中項目 1、○○○についてです。小項目 1、○○○について伺います。」

**【発言例 2】**
「続いて、小項目 2 に移ります。○○○について伺います。」

**【発言例 3】※ 「中項目」の別の発言例**
「続いて、(2)(かっこ 2)に移ります。○○について伺います。」

**【発言例 4】※ 「小項目」の別の発言例**
「続いて、②(まる 2)に移ります。○○○について伺います。」

⑤ 質問者は、答弁を質問席で着席して受ける。
⑥ 答弁は、市長以下自席で行う。
⑦ 質問・答弁が終了後、質問者は自席に戻り着席する。
⑧ 質問残り時間は、質問席前方に設置のディスプレイで確認し、持ち時間内に質問を終える。なお、持ち時間を超えて発言が終わらない場合は、議長が制止する場合もある。

# （通告例）

発言No.＿＿＿＿＿＿　　受付No.＿＿＿＿＿＿

令和　　年　月　日

時　　分　　受付

# 一　般　質　問　発　言　通　告　書

議席番号　　番　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

**答弁を求める者**　　市長　教育長　監査委員　選挙管理委員会委員長

（〇をつける）　　農業委員会会長　固定資産評価審査委員会委員長　公平委員会委員長

・質問の意図が伝わるよう、まず、質問の趣旨・背景（課題や問題点等）を100～300文字程度（目安）に要約して簡潔に記入すること。
（ただし、読み原稿をそのまま掲載しないこと。）
・活発な論戦が展開されるように、「質問を通じて何を求めようとしているか」を読み取れるようにすること。

**発言項目及び要旨**

大項目　1　……について

趣旨・背景

……

……

……。

例えば、「現状」を聞いた後に、それに対する「市の考え」を聞きたい場合は、その「市の考えを聞くこと」も通告すること。
（再質問にしないこと。）

中項目　(1)　……について

小項目　①　……はどのようになっているのか現状を伺う。

②　……は将来的に……するおつもりはないのか考えを伺う。

小項目１項目当たり、１点について聞くこと。（一問一答のため）
（例：**「現状」**と**「市の考え」**を聞くときは、同じ小項目で聞かず、別々の小項目で聞くこと。）。
【ＯＫ例】　この記載例のように、①で**「現状」**を聞いて、②でそれに対する**「市の考え」**を聞く。
【ＮＧ例】　「･･･の**現状**と、将来的に･･･するつもりはないか**考え**を伺う。」

2　……について

……

……

……。

(1)　……について

①　……はどのようになっているのか現状を伺う。

②　……は将来的に……するおつもりはないのか考えを伺う。

以下繰り返し

# 議会傍聴者へのアンケート結果（令和8年9月浜田市議会定例会議分）

| | No | 受付日 | 年齢 | 住まい | 1.傍聴回数 | 2. 傍聴目的 | 3.議員の発言内容の理解 | | 4.答弁者（執行部）の発言内容の理解 | | 5.傍聴して気づいた点 | 6.市議会全般への意見 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 該当するものを選択 | 該当を選択 | 理由 | 該当を選択 | 理由 | | |
| R8.9<br>定例会議 | 51 | 9月1日 | 80代 | 浜田 | 3回以上傍聴 | 議会や市政に関心がある　今回の議案や質問内容に関心がある。 | | | | | 市民が多数議会に関心する様な議会になって欲しい。<br>市民があっての議会だと言う事を忘れないように。 | 市民の為の議会になっていますか。市民の声が政治に反映されていますか。なぜ小中学校の給食費が無償化にならないのか、やる気がないのですか。益田市はすでに無償化になっています。優先順位が違うのではありませんか。 |
| R8.9<br>定例会議 | 52 | 9月2日 | 20代 | 出雲 | 今回初めて | 議会や市政に関心がある | まったくわからない | 途中で来たから | まったくわからなかった | 途中できたから | | |
| R8.9<br>定例会議 | 53 | 9月2日 | 20代 | 松江 | 今回初めて | 各種団体や知人に誘われた | だいたいわかった | | だいたいわかった | | | |
| R8.9<br>定例会議 | 54 | 9月2日 | 20代 | | 3回以上傍聴 | | | | | | | |
| R8.9<br>定例会議 | 55 | 9月2日 | 20代 | 江津市 | 今回初めて | 議会や市政に関心がある | よくわかった | | | | | |
| R8.9<br>定例会議 | 56 | 9月2日 | 20代 | 出雲 | 今回初めて | 議会や市政に関心がある | よくわかった | | | | | |
| R8.9<br>定例会議 | 56 | 9月2日 | 20代 | 浜田 | 今回初めて | 議会や市政に関心がある | だいたいわかった | | だいたいわかった | | 傍聴のルールがわからなかった。<br>撮影についてなど。 | |
| R8.9<br>定例会議 | 58 | 9月2日 | 50代 | 浜田 | 今回初めて | 議会や市政に関心がある | だいたいわかった | | よくわかった | | | 市民が議会に関心をもち、より多くの市民が議会の傍聴がされるよう引き続き取り組みをお願いいたします。 |
| R8.9<br>定例会議 | 59 | 9月7日 | 70代 | 浜田 | 3回以上傍聴 | 議員に誘われた | よくわかった | | だいたいわかった | | | |
| R8.9<br>定例会議 | 60 | 9月7日 | 70代 | 浜田 | 3回以上傍聴 | 議会や市政に関心がある | だいたいわかった | | だいたいわかった | | | |